

第六三〇〇一〇六九号

認定証

兵庫県伊丹市北本町一丁目三一二番地

株式会社ジャスティス・サポート

警備業法（昭和四十七年法律
第一百十七号）第三条各号に掲げ
る者のいずれにも該当せず、警
備業の要件を備えていることを
認定する。

有効期間

令和五年十二月二十五日から
令和十年十二月二十四日まで

兵庫県公安委員会

